

青森県報

号外第九十八号

令和二年
十月十六日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則……………

○青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……………
○青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則……………

(行政経営課) ……一
(市町村課) ……二
(労政・能力開発課) ……三

規 則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則(平成二十七年十二月青森県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「いう。」の下に「並びに私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業(以下「私立高等学校等専攻科修学支援事業」という。)」を加え、同項に次の九号を加える。

十 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十一 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十二 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十三 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

十四 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給を受ける事由が消滅した者の一覧表の提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十五 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の氏名の変更の届出の受理に関する事務

十六 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の授業料を減免した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十七 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十八 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

第二十条第十項中「いう。」の下に「並びに公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業（以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。）」を加え、同項に次の七号を加える。

十四 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十五 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十六 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十七 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十八 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の収入状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十九 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

二十 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給停止申出者一覧若しくは支給再開申出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

第三条第四項中「ラ及びウ」を「ム及びキ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則（平成十四年八月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「いう。」の下に「並びに私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業（以下「私立高等学校等専攻科修学支援事業」という。）」を加え、同項に次の九号を加える。

十 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十一 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十二 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十三 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

十四 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給を受ける事由が消滅した者の一覧表の提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十五 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の氏名の変更の届出の受理に関する事務

十六 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の授業料を減免した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十七 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十八 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の状況若しくは

実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

第三条第四項中「いう。」の下に「並びに公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業（以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。）」を加え、同項に次の七号を加える。

十四 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十五 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十六 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十七 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十八 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の収入状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十九 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

二十 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給停止申出者一覧若しくは支給再開申出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十号

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則（平成二十五年三月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円